



宮崎税務会計事務所

熊本市新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com/>

拝啓 秋冷の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

秋の気配がここかしこに感じられる季節となりました。

これから、スポーツ・読書・食欲の秋等さまざまな楽しみ方がありますが、季節の変わり目でもありますので、体調管理をしっかりとしてまいりましょう。

今回の TM 情報は、平成 23 年度税制改正法案の一部成立に伴う改正ポイントと、秋恒例となっております、ご紹介キャンペーンのご案内等を掲載しております。

どうぞ、ご一読下さい。

敬具

A decorative box with a light yellow background and a grey border. Inside, a white rectangular area contains a bulleted list. To the right of the list is an illustration of an open book with colorful pages. To the left of the list are two pink flowers with green stems. A blue diamond-shaped icon is at the top center of the white area, with lines connecting it to the corners of the white area.

- ・ 平成 23 年度税制改正
- ・ 中小企業倒産防止制度について
- ・ 秋のご紹介キャンペーン



平成 23 年度税制改正法案の一部成立

2011(平成 23)年度税制改正法案が 1 月に国会に提出されました。

例年であれば 3 月末に成立しますが、震災の影響もあり先送りされ、6 月 22 日に一部を切り出した「現下の厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が成立、30 日に公布されました。

1. 消費税の免税判定について



平成 23 年度税制改正により、たとえ基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、**特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、免税制度が適用できなくなります。**

消費税は、原則、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であれば、消費税を納めなくてもよい、免税制度が設けられています。

この場合における基準期間とは、基本的に法人は前々事業年度を指し、個人事業者は前々年を指します。

これが今回の改正により、たとえ基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えてしまう場合には、免税制度が使えなくなり、消費税を納めなければなりません。

(課税売上高の金額に代えて給与等の支払合計額を代用することもできます。)

この場合の特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間をいい、法人の場合には、基本的に前事業年度開始の日以後 6 ヶ月(前事業年度が 7 ヶ月以下である場合は前々事業年度開始の日以後 6 ヶ月)の期間をいいます。

現 行

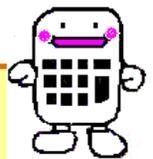
前々期	前期	当期	翌期
売上 900万	売上 3,000万円	売上 3,000万円	
12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月
	【免税】	【免税】	課 税

改 正

前々期	前期	当期	翌期
売上 900万	売上 3,000万円	売上 3,000万円	
12ヶ月	6ヶ月 6ヶ月	6ヶ月 6ヶ月	6ヶ月 6ヶ月
	【免税】	課 税	課 税

課税売上高が、上半期で1,000万を超える場合には、翌期から課税事業となる。（ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもある。）

適用時期



個人事業者 平成 25 年 1 月 1 日以後に開始するその年。

法 人 平成 25 年 1 月 1 日以後に開始するその事業年度から。

（当初の法案では平成 24 年 4 月 1 日以後であったことから、多少の開始延長がなされていますので、適用開始時期に注意が必要です。）

資本金 1,000 万円未満の新設法人は、改正前は第 2 期目が免税事業者となりますが、改正後は設立年度の上半期の課税売上高及び給料等の支払額が 1,000 万円を超えている場合には、第 2 期目は課税事業者となります。

2. 雇用促進税制について

平成 23 年度税制改正で創設された新しい制度になります。

(平成 23 年 6 月 22 日成立)

雇用促進税制とは、前年度より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税（または所得税）の**税額控除**の適用が受けられる制度です。

増加人数 1 人あたり 20 万円の税額控除



摘要を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」の提出が必要となります。（ただし、6月に成立となりましたので、平成 23 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に事業年度を開始する場合には、10 月 31 日までに提出。）

おもな条件

- (1) 雇用促進計画を事業年度開始後 2 か月以内にハローワークへ提出
- (2) 年間 10%以上かつ 5 名（中小企業は 2 名）以上従業員を増やす
- (3) 適用する年度の給与総額が比較給与等額以上である
- (4) 当事業年度、前事業年度において事業主都合の離職者をださない

ポイント

税額控除とは、本来支払うべき税額から一定の要件を満たした場合に引かれる金額のこと。（住宅ローン控除・配当控除・政党等寄付金特別控除などがあります。）

適用期限

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度になります。



中小企業倒産防止制度（経営セーフティ共済）

平成 23 年 10 月 1 日より施行につきまして

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。（中小企業倒産防止共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。）

掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

平成 22 年度税制改正で成立された、改正ポイントは、下記表となります。

改正ポイント

内容	改正前	改正後
掛金の上限	320万	800万
掛金月額の上限	8万	20万
共済金の貸付限度額	3,200万	8,000万
一時貸付金の貸付限度額	300万	760万
償還期間	一律5年	貸付額に応じて設定 最長 7年

また、取引先事業者の倒産事由の項目追加

1. 「私的整理」 平成 22 年 7 月より
2. 「災害による不渡り」 平成 23 年 4 月より
3. 「特定非常災害による支払不能」 平成 23 年 4 月より

この共済制度へご加入しているのであれば、これらの事由に該当する取引先がないかどうか、共済金の貸付けを受けるかどうかも再度ご確認ください。

必要な手続きがあれば早急に対応し、取引先の倒産などによる資金難に備えましょう。

秋のお客様紹介キャンペーン

当事務所では、昨年に引き続き、秋のお客様紹介キャンペーンを行っています。

昨年はたくさんのご紹介を頂き、事務所一同、大変感謝致しております。

皆様の周りにこんなお悩みを持っている経営者様はいらっしゃいませんか？

もし心当たりがあれば、ご遠慮なく当事務所にご相談ください。

- ☆技術力、営業力はあるが、経理、経営面で不安がある方
- ☆従業員は奥様だけなので、帳簿を付けるのが大変な方
- ☆ご自身で確定申告をされていて、毎年大変な思いをされている方
- ☆税理士に頼んではいるが、毎月訪問しないなど不満をお持ちの方
- ☆節税方法が分からずに、無駄に税金を払い続けていらっしゃる方
- ☆開業創業したいが、方法が分からずに悩んでおられる方

『うちは税理士に頼むほど大きくない』『税理士は高い』などと勝手に決め付けていらっしゃる方も多いと思います。しかし、自社の経営をスムーズに運営するためには税理士の力が不可欠です。当事務所は平均経験10年以上のスタッフが揃っています。お客様のご相談には親身に対応しております。ぜひ一度ご相談ください！

尚、ご紹介頂いた場合、こんな特典をご用意しております。

**11月末までの期間限定
ご紹介料 3万円～**

期間限定のキャンペーンとなります。ぜひご協力をお願いします！

